

第1回審議会における委員意見への対応方針

ご意見の概要		対応方針
情報発信について		
1	食の安全安心ポータルサイトのアクセス数はトップページのみのカウントとなっているが、個別ページも含めた全体のアクセス数を目標値とするのはどうか。情報発信数は大事だが、実際に見た人の数も同じように重要であると考えている。検討いただきたい。	【新計画での目標指標の設定】 ・いただいたご意見をふまえ、新計画ではポータルサイト全ページの合計アクセス数を新しい目標値とします。 ・また、あわせて「デジタルツールを活用した食に関する情報発信回数」を新たに目標に加えます。 ・食育インスタグラムやポータルサイトをより多くの県民に周知するため、QRコードをのせたPRチラシを作成し配布しており、イベント等今後もあらゆる機会を活用しながらインスタ登録者数やHPアクセス数の確保に力を入れていきます。
食物アレルギー対策について		
2	食に関する制度の変化に記載がある食物アレルギー義務品目の追加について、新計画の中では何をどうしていくのか教えていただきたい。 また、山梨県内で食物アレルギーによる事故、事件、健康被害等がどの程度発生しているのか教えていただきたい。	【新計画の中での具体的な取組】 ・食品衛生監視指導計画に基づく監視指導時や食品等事業者向け講習会等の機会を活用し、周知徹底を図ります。 【食物アレルギーによる健康被害の発生状況】 ・山梨県での数字は持ち合わせていないですが、消費者庁が全国のアレルギー専門医を対象に概ね3年に一度「即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査」を行い、原因物質や食物アレルギー表示の妥当性の検証等を行っています。
3	食物アレルギー表示義務品目の追加について、表示の経過措置期間は2年であり、その間に業者に対応してもらう必要がある。アナフィラキシーを起こす等健康被害につながる可能性があるため、アレルギー表示や消費期限表示は特に重点的な対応が必要と考える。	※参考資料 令和6年度食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書(消費者庁) ・原因物質(類別) 1位:鶏卵、2位:木の実類、3位:牛乳 ・発生要因 1位:初発、2位:誤食(表示ミス以外)、3位:誤食(表示ミス) ・誤食のうち表示ミスの割合: 6.4%(132例)

4	食品リコールについて届け出が義務だとすれば、山梨県で何件の届け出実績があるか教えてもらいたい。	山梨県内における食品リコール件数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>届出件数</th><th>アレルギー関係</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td><td>14</td><td>3</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>17</td><td>7</td></tr> <tr> <td>令和8年9月末時点</td><td>4</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>		届出件数	アレルギー関係	令和6年度	14	3	令和7年度	17	7	令和8年9月末時点	4	2
	届出件数	アレルギー関係												
令和6年度	14	3												
令和7年度	17	7												
令和8年9月末時点	4	2												
適正な食品表示について														
5	適正な食品表示への指導が甘いと感じる。アレルギー表示ミス等の重大事項は命に関わることもあるため、ケアレスミスではすまされない。適正表示100%にすることが当然と考える。より厳しい対応が必要。	・いただいたご意見をふまえ、実際の不適正表示の内容の内訳について整理を行い、対応策の検討を行いました。 令和7年度の広域店舗調査では調査した23店舗のうち重大事項に関する不適正表示が3店舗、調査した 6119 品目のうち 19 品目が不適正表示、うち8品目が重大事項に関するもので全体の割合の0.1%でした。												
6	食品表示に対しては事業者が一番責任があるが、商品売る販売者も責任を持たなければならないと考える。地域店舗、例えば直売所や小売店などは取扱品目も多く、不適正表示も多いと思う。売る側への周知も必要。	不適正内容はインスタ加工の惣菜に保存方法が欠落していたものが5品目、同様にインスタ加工の惣菜に特定原材料のアレルギー表示が欠落していたものが3品目でした。 不適正表示をなくすため、以下のとおり対応策を行っていきます。 ・合同調査時には表示ミスがあったすべてのアイテムについて、パンフレット等を用いて丁寧に説明し、適切な表示への修正を指導します。また、調査後も相談窓口として支援を継続し、適正表示への改善をサポートします。 ・だれもが表示制度の改正に対応できるよう、各種媒体での情報発信や講習会等の機会を活用した正確でわかりやすい情報提供を行います。 【新計画での目標指標の設定】 第3次計画では目標未達成であるため、新計画においては引き続き目標値を「食品適正表示実施率100%の店舗の割合を95%」とし、目標達成に向けて対策の強化を行います。進捗状況により目標値の達成が見込まれる場合は、上方修正を検討します。												